

個別注記表

自 令和 6年 9月 1日 至 令和 7年 8月31日

株式会社TWO

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの・・・・・・移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産除く）・・・・定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）

なお、主な資産の耐用年数は次の通りであります。

建物	10～18年
建物附属設備	8～15年
工具器具備品	2～8年

②無形固定資産

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンスリース取引にかかるリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンスリース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	240万株
A種優先株式	12万20株
A2種優先株式	15万7,763株
B種優先株式	124万4,628株

(2) 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているものに限る）の目的となる株式の種類及び総数

第1回新株予約権（時価発行新株予約権）	
普通株式	30万株（注）

(注) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の受託者は、本新株予約権を行使することができず、かつ、新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権者の付与を受けた者のみが本新株予約権を行使できる。

なお、当事業年度末において、受託者より付与された新株予約権はございません。